

内閣参質八二第六号

昭和五十二年十一月八日

内閣総理大臣 福田 赳夫

参議院議長 安 井 謙殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出畑作物(さとうきび)共済制度に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出畑作物(さとうきび)共済制度に関する質問に対する答

弁書

一から五までについて

政府としては、現在試験実施を行っている畑作物共済及び園芸施設共済を本格実施に移すための農業災害補償法の一部改正等について検討を進めているところである。

填補方式、単位当たり共済金額並びに料率の算定及び事業責任分担については、試験実施の実績等にかんがみ慎重に定めることとしたい。

加入方式については、農家の意向の尊重の重要性、多数の農家の加入の必要性等にかんがみ慎重に定めることとしたい。

共済掛金の国庫負担については、さとうきび農業の実態、さとうきびの生産振興の必要性、

他の共済事業とのバランス等を勘案して慎重に定めることとしたい。